

第3章

越谷市の農業振興

～越谷市ではどんなことをしているの？～

越谷市の農業施策

首都近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えている越谷市の地理的優位性を活かし、「持続的に農業が行われる環境づくり」に積極的に取り組んでいます。

具体的には、地産地消の推進などの都市農業の展開支援、優良農地の保全・有効活用を目的とした農業の基盤整備、持続的に農業経営を担う人材の育成、農業の市民理解の向上などを行っています。以下越谷市の農業施策の一例を紹介します。

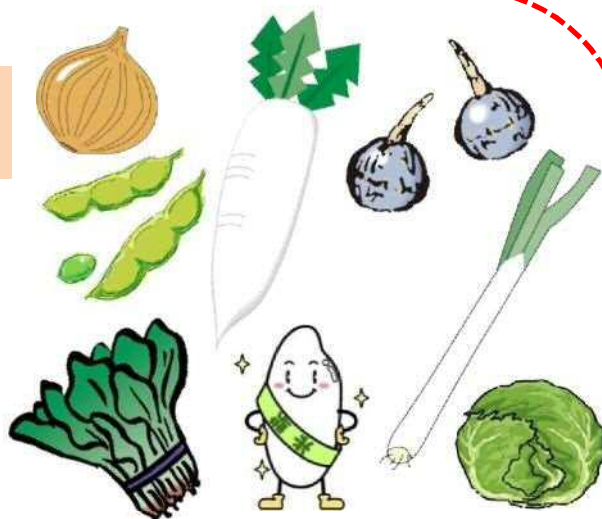
1

地産地消の推進

＊学校給食における地産地消の推進＊

地元農業への関心と理解を高め、郷土を愛する人間性豊かな児童生徒の育成を図ることを目的として、学校給食で地場農産物を利用しています。

昭和62年のくわいに始まり、徐々に利用される品目が増え、平成31年2月現在、米を含めて14品目の地場農産物が学校給食で利用されています。児童や生徒だけでなく、保護者からの関心も高まっており、食育にとどまらず地産地消の観点からも大きな役割を担っています。



【給食で使われている主な農産物】



【くわいごはん】

2

産地形成の促進

＊越谷ねぎのブランド化に向けた取組＊



【「越谷ねぎ匠の会」が製作した“門ねぎ”】

平成27年11月20日に、越谷ねぎの生産者団体「越谷ねぎ匠の会」が設立されました。

「越谷ねぎ匠の会」は「越谷ねぎ」の品質の向上を図るとともに、越谷市の特産品として全国的な知名度向上と、消費拡大を図ることを目的としており、「越谷ねぎ」の共同出荷や知名度向上に向けたPR活動を行っています。

特に、全国的な知名度を獲得するため、全国のねぎ産地が一堂に会する「全国ねぎサミット」にも毎年出展しています。

また、品質の高さや社会的評価等の特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として国が保護する制度である、「地理的表示保護制度」※12の登録を目指しており、「越谷ねぎ」のブランド化に向けた方策として、期待されています。

3

高付加価値農業経営の支援

＊越谷いちごタウンの開園＊

越谷市が地権者の協力を得て農地の集積を図り、平成25年度、8棟のいちご栽培ハウスを整備しました。平成26年7月から、これらの施設を4軒のいちご生産者へ貸し出し、平成27年1月、栽培面積10,000㎡の「越谷いちごタウン」が開園しました。運営は、4軒の生産者で組織する「越谷いちご団地生産組合」が行っています。

開園4年目の2018シーズンでは、3万5千人を超える来園者がありました。都心から近く、常時、数種類の品種の食べ比べが楽しめるところが人気です。



【いちご狩りの様子】



【越谷いちごタウンの外観】

4

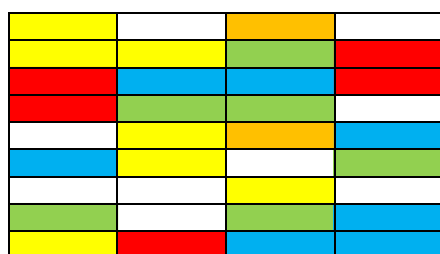
優良農地の保全・有効活用

＊農地利用集積＊

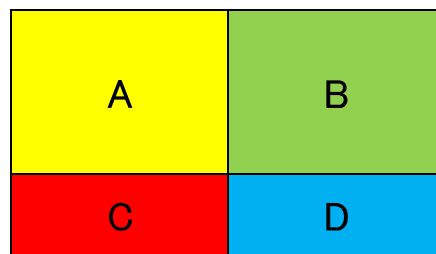
農地は、食料生産だけでなく、気温の上昇の抑制や洪水の防止、生態系の保全など、多くの機能を有しています。このような機能を保つためには、農地が活用されていることが必要です。首都近郊に位置する越谷市においては、環境を保つ役割を果たしている農地は貴重な資源であり、財産といえます。

このような考えから、市内に残された優良な農地を計画的に保全・活用するために、「農地利用集積円滑化事業^{※13}」や「農地中間管理事業^{※14}」を実施し、農地の面的集積に取り組む、政策的支援を行っています。

《農用地利用集積・集約化のイメージ》



【地域内の分散した農地利用】



【担い手ごとに集約化した農地利用】

5

農業生産基盤などの整備

＊用排水路等の整備＊

農業用の用水路や排水路は、農業生産基盤と呼ばれ、農産物の生産には必要不可欠なものです。このため、農業の継続的な維持・発展に向けて、計画的に整備を行っています。

また、越谷市の水田の多くは、10a区画で整備されており、このような小規模な区画での農作業や、耕作している農地が分散している現状は、農業経営において効率的ではありません。そこで、優良な農地を中心に水田を大区画に整備し、耕作農地を集約することで、農業経営の効率化を図っています。



【水路整備前】



【水路整備後】

6

担い手の確保・育成

＊新規就農者・農業後継者の育成＊



【ねぎの定植作業】

市内では農業者の高齢化が進んでおり、近い将来、農業就業人口の急速な減少が見込まれることから、農業経営を継続できる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

そのため、高い生産技術を継承する若手農業者の育成や、新規就農者が安定的な経営を開始するための支援に取り組んでいます。

平成27年度から実施している新規就農・農業後継者育成支援事業「ねぎ研修」では、高品質なねぎの栽培技術を習得した2名の新規就農者が誕生し、現在は独立して農業経営を行っています。

平成30年度からは第2期の「ねぎ研修」に加え、本市の特産品である「くわい」の研修を実施しています。研修生は本市の伝統的な農産物の栽培技術を継承するため2年間の研修に励んでいます。

7

市民理解の向上

＊食育の推進＊

市内の小中学校と連携を強化し、学校給食での地場農産物の利用や小学生を対象とした農業講座など、子どもの頃から地域農業に対する関心・理解を深める食育の推進を図っています。

農業講座では、市内の小学生を対象に、農産物が食卓に並ぶまでの過程をはじめ、農業・農地の役割などを説明し、農業への興味を持つ機会づくりに努めています。



【市内小学生を対象とした農業講座】



《第1章》

- ※1 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的・経済的・社会的な諸条件により、農業の振興を図るべきである地域として都道府県が指定した地域をいいます。
- ※2 農業振興地域に指定された地域において、おおむね10ha以上のまとまりのある農地や、その他地域の特性にあった農業の振興を図るために、農業上の利用を確保する必要がある農地について、市町村が指定した区域をいいます。この区域内の農地は、原則として農業以外の用途で利用することはできません。
- ※3 市域面積は、平成27年3月に6,031haから6,024haに変更となりました。変更後の市域面積に対するそれぞれの区域面積は、現時点では確定していないため、従前の面積を示しています。

《第2章》

- ※4 直近の統計データである平成18年度の『埼玉県農林水産統計年報』によるものです。なお、これ以降、市町村別の作目ごとの統計調査は行われていません。
- ※5 越谷市では一般的に、白菜に近い半結球状のものを「さんとうさい」、小松菜に似た「なっば」状のものを「さんとうな」と区別しています。地域によっては「べか菜」と呼ばれることもあります。
- ※6 平成26年産「地域特産野菜生産状況調査」によるものです。
- ※7 くわいを原料とした発泡酒。平成31年2月28日現在、製造販売は行われていません。
- ※8 ※4と同様の統計データによるものです。
- ※9 成熟が早く早期に収穫できる作物の品種のことです。これに対して収穫期の遅いものを晩生（おくて）、中間のものを中生（なかくて）と呼びます。
- ※10 6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業を一体的に推進し、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みです。
- ※11 現在までに知られているウイルスには感染していない苗のことです。ウイルスフリー苗は、生育が良く、形状が揃うなど良質の作物ができ、収量が多いなどの利点があります。

《第3章》

- ※12 地理的表示保護制度とは、原産地の特徴と結びついた特有の品質等の特性や社会的評価を備えている製品について、その原産地や品質等を特定し、国が保護する制度です。全国では「夕張メロン」や「神戸牛」などが地理的表示に登録されています。
- ※13 平成21年の農業経営基盤強化促進法の改正により創設されたもので、効率的かつ安定的な農業経営を営む農業者に対する農地の利用集積の円滑化を図るための事業です。
- ※14 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、埼玉県が公益社団法人埼玉県農林公社を農地中間管理機構として指定しています。担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的としています。